
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 162 回金融商品専門委員会及び第 446 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 162 回金融商品専門委員会（2020 年 11 月 17 日開催）及び第 446 回企業会計基準委員会（2020 年 11 月 19 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い

（第 162 回金融商品専門委員会）

2. 市場における取引価格が存在せず、解約等に重要な制限が課せられていない場合の定めとして「基準価額を時価とすることができる」とし、「できる」と規定している趣旨が不明確である。
3. 投資信託の時価について「原則的な取扱い」と「例外的な取扱い」の 2 つに整理しているが、①時価算定基準を適用して時価を求める取扱い、②その他の定めを利用して基準価額を時価とする取扱い、③②のうち一定の条件のもとで行う例外的な取扱いの 3 つに整理するほうが分かりやすいのではないか。
4. 基準価額という用語には、投資対象をルックスルーしていく意味合いが感じられ、「基準価額を時価とすることができる」と定めることは、今までの議論と整合的ではないように見えるため、「時価とみなす」と定めてはどうか。
5. 投資信託の受益証券だけでなく、投資法人の投資証券も今回の定めの対象となることを明記したほうが良いのではないか。

（第 446 回企業会計基準委員会）

6. インフラ投資信託として追加の定めが必要でない理由として、それぞれの定めの中に大きな差がないとしているが、投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基準が用いられていることを条件としている点や、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い場合に限り適用ができる点については、大きな差であると認識している。また、投資信託財産に含まれる主要な資産等によりどちらの取扱

審議事項(2)-7

いを用いるか判断するとしている点については、実務的な支障はないが、ルックスルーしているかのような記載には違和感がある。投資信託財産が不動産である投資信託の定めに準ずるとすることも一案と考える。

7. 時価がレベル3の場合に求められる期首残高から期末残高への調整表について、例外的な取扱いを適用した場合にも開示を求めることが、財務諸表利用者にとってどれだけ有用な情報を提供することになり得るのか、明示的な議論をして頂きたい。また、レベル3の時価に該当するとは限らないとしているが、重要な解約制限があるのであれば、レベル3に該当してくるのではないかと認識しており、調整表の要否について改めて検討頂きたい。
8. 国際的な比較可能性の観点から、例外的な取扱いを適用した場合においても、レベル別開示は求めた方が良いのではないかと考える。時価を把握することが極めて困難である有価証券の定めがなくなり、あらゆるものは見積りが可能である、という考え方に立つと、時価のレベルも1から3のいずれかには該当すると考える。
9. フローチャートにおいて、解約等の制限の有無と、重要性の有無が2段階に分けて記載されているが、文案に合わせてこれらは纏めた方が良いと考える。
10. フローチャートにおいて、時価が基準価額に所定の調整を加えた価格等となる場合の根拠として、時価算定適用指針第4項(1)を挙げているが、これには、売却に対する制限の記載はあるが、解約等の制限については触れられていないため、何らかの説明が必要であると考えます。
11. その他有価証券の減損判定において、市場価格の1か月平均を利用できる定めに関して、投資信託については、市場における取引価格がある場合に限り利用できるという理解で良いか確認したい。
12. 出口価格は転売を想定した場合の独立的な第三者に売却したときの価格であると理解しており、これが基準価額と一致することもあり得るが、必ずしも一致するとは言えないと考えている。そのため、市場における取引価格が存在せず、かつ解約等に重要な制限が課せられていない場合、基準価額を時価とするという定めについては、あくまで「みなし」の定めであると考えます。

投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱い

(第162回金融商品専門委員会)

13. 投資信託財産が金融商品である投資信託における記載と同様に、解約等の重要な制

限に該当しない場合の例示を行う必要があると考える。

14. 市場における取引価格が存在せず、重要な解約等の制限がない場合に、解約等の制限の内容の注記を求めない理由については、会計基準の対象外であることよりは、非上場不動産投資信託では換金性に配慮した解約制限があることが一般的であるため、敢えて注記をする必要がないということだと理解している。
15. 解約等の制限に重要性がある場合において、例外的な取扱いを適用することを定める改正案の第 24-8 項については、例外的な取扱いであることが分かるように記載する必要がある。
16. 原則的及び例外的な取扱いにおいて利用する基準価額に対して、現行の時価算定基準適用指針で定める、第三者から入手した相場価格を利用する際の確認の手続が必要となるのか確認したい。

(第 446 回企業会計基準委員会)

17. 投資信託には契約型と会社型があるため、会社型が含まれることは明記すべきである。また、明記する場合は、用語の使い方に留意頂きたい。
18. 時価評価に統一する理由として、金融投資目的であり、時価評価が有用な財務情報の提供につながることを挙げているが、非上場株式も金融投資目的で保有されることもあるなか、時価評価が困難であるために取得原価評価していることと平仄が取れておらず、説明が不十分と考える。また、非上場不動産投資信託は不動産による運用を行うことのみを目的とすると記載しているが、一般に非上場不動産投資信託はポートフォリオを組んで運用していると理解しており、記載が適切ではないと考える。
19. 時価評価するのであれば、国際的な比較可能性の観点から、投資信託財産が不動産である投資信託についても、レベル別開示を求めた方が良いと考える。

組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

(第 162 回金融商品専門委員会)

20. 原則的な取扱いのもとで時価の開示を行う場合、例えば組合が非上場株式を保有している場合なども含め、どのように時価を算定することが想定されるか確認したい。

(第 446 回企業会計基準委員会)

21. 合理的な時価の把握が困難な場合に例外的な取扱いを適用してはどうかという点について、時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めを削除したため、その対応が難しいとしているが、従来の時価を把握することが極めて困難という分類ではなく、「合理的な」時価の把握が困難という別途の分類とすれば、削除した定めを元に戻すことなく対応できるのではないかと考える。

適用時期等

(第 162 回金融商品専門委員会)

22. 投資信託財産が不動産である投資信託を取得原価評価から時価評価に変えるような貸借対照表上の変化がある場合については、遡及修正も視野に入れた経過措置を検討する余地があるのではないかと考える。

(第 446 回企業会計基準委員会)

23. 原則的な適用時期を 2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度とする事務局の提案では、実務的に難しいのではないかと考える。例外的な取扱いの適用を推奨するのであれば、対応可能かもしれないが、原則的な取扱いを適用する場合を考えると、さらに 1 年間の準備期間が必要ではないかと考える。
24. 本改正適用指針が最終化される時期がどのくらいになるかによって、2021 年 4 月 1 日の早期適用も難しいのではないかと考える。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

(第 162 回金融商品専門委員会)

25. 適用時期の定め的前提として、大多数が例外的な取扱いを適用することを想定していることを踏まえると、読み手が混乱しないために、その旨を記載する必要があるのではないかと考える。
26. 投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する説明については、これまでの審議において議論した内容（例えば、重要な契約制限がある場合及びない場合の整理や、基準価額を時価とみなすことに関する投資信託財産が金融商品である投資信託との違いなど）を記載して、より説明を充実させる必要があると考える。

(第 446 回企業会計基準委員会)

27. 質問項目として、第一に例外的な取扱いについて意見を求めることに違和感がある。市場価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がない場合において、基準価額を時価とすることや、当該基準価額について第三者価格として別途の検証が必要であるかの論点の整理について意見を求めることの方が重要と考える。

以 上